



会 社 名 スズキ株式会社
 代表者名 代表取締役 鈴木 修
 (コード番号7269 東証第1部)
 問合せ先 経営企画室 I R長 小林 聖慈
 電話番号 (053) 440-2030

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ
 （募集事項の決定等に関するお知らせ）

当社は、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項及び第 2 項並びに第 240 条第 1 項に従って、本日開催の取締役会において、当社の業績や株価との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、取締役（社外取締役を除きます。）並びに取締役を兼務しない専務役員及び常務役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日であります平成 25 年 7 月 19 日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の名称

スズキ株式会社第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の割当を受ける者並びに割り当てる新株予約権の総数

当社取締役（社外取締役を除きます。）	7 名	360 個
当社取締役を兼務しない専務役員及び常務役員	10 名	138 個
合 計	17 名	498 個

なお、上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数といたします。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 100 株といたします。

なお、割当日（下記 13. に定めます。）後、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当の場合は、当該株式分割または株式無償割当の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものといたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当が行われる場合で、当該株主総会の

終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用するものといたします。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うものといたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます。)に通知または公告するものといたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものといたします。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額といたします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 7 月 20 日から平成 55 年 7 月 19 日

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につ

き新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。) の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を交付することといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件といたします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式といたします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定するものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定するものといたします。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定するものといたします。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び取締役を兼務しない専務役員もしくは常務役員のいずれの地位をも退任した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日といたします。)を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものといたします。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)といたします。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成 25 年 7 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段。)
- (3) 行使価格 (X) : 1 円
- (4) 予想残存期間 (T) : 15 年
- (5) ボラティリティ (σ) : 15 年間 (平成 10 年 7 月 20 日から平成 25 年 7 月 19 日まで) の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (直近 2 期の実績配当金の単純平均値) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

※ 割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものといたします。

13. 新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 7 月 19 日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 7 月 19 日

以上